

## 寒川町条件付き一般競争入札取扱基準の運用措置

1 寒川町条件付き一般競争入札取扱基準（平成6年6月7日施行。以下「取扱基準」という。）第5条の規定に基づく入札の参加資格及び条件の設定については、次の各号に掲げる事項によることとする。

### (1) 参加資格

ア 原則として次の各号により参加資格を定めるものとする。

- ① 寒川町の競争入札参加資格（当該工事に係る業種）を有することについて寒川町長の認定を受けている者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる成年被後見人等でないこと。
- ③ 法人税、都道府県民税及び事業税、市町村税の滞納がない者であること。
- ④ 寒川町指名停止に関する取扱基準（昭和52年7月1日施行）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に定める指示又は営業停止を受けていない者であること。

イ 必要に応じて前項のほか次の各号により参加資格を定めることができる。

- ① 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査結果の通知における総合数値が、町で定める点数の範囲内にある者及び町が規定するランクである者
- ② 建設業法第15条に規定する特定建設業の許可を有する者
- ③ 直前10年間に、発注案件と同規模以上の元請としての実績のある者
- ④ 対象工事に、建設業法第26条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できる者

### (2) 条件設定

- ① 別表第1及び第2に規定する要件に該当すること。ただし、町長が必要と認める場合は、前記要件に係わらず別に定めることができる。
- ② 必要に応じて次の書類を提出するものとする。
  - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
  - イ 特定建設業者の許可の写し
  - ウ 同規模工事等の施工実績調書
  - エ 配置予定技術者調書
  - オ 工事積算内訳書
  - カ 実態調査票
  - キ その他町長が必要と認める書類

附 則

この運用措置は、平成6年6月7日から施行する。

附 則

この運用措置は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この運用措置は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この運用措置は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この運用措置は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この運用措置は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この運用措置は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この運用措置は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この運用措置は、平成30年11月1日から施行する。

別表第1

区域区分

1	町内に本店を有する業者
2	第1区域及び茅ヶ崎市、藤沢市に本店又は委任先を有する業者
3	第2区域及び海老名市、厚木市、平塚市に本店又は委任先を有する業者
4	県内に本店又は委任先を有する業者
5	町に登録がある業者

別表第2

区域別発注金額

【工事】

区 分	土木・舗装	建築・電気・管・その他
第1区域	1億円未満	1億円未満
第2区域	1億円以上～2億円未満	1億円以上～1億5,000万円未満
第3区域	2億円以上～3億円未満	1億5,000万円以上～2億円未満
第4区域	3億円以上～4億円未満	2億円以上～3億円未満
第5区域	4億円以上	3億円以上

【委託業務】

区 分	コンサル
第1区域	300万円未満
第2区域	
第3区域	
第4区域	300万円以上～500万円未満
第5区域	500万円以上

別表第1及び第2の適用に当たっての留意点

- (1) 区域別発注金額及び別に定める参加条件に対する参加資格業者数は、原則として第1区域5者以上、第2区域では10者以上、第3区域では15者以上、第4区域では20者以上とする。なお、発注金額によって区域が複数にわたる場合においては、当該参加資各業者が多い区域とする。
- (2) 次の各号に該当する場合は、当該参加資格区域を拡大することができる。
  - ア 上記(1)の区域において、当該参加資格業者数に満たない場合。ただし、第5区域はこの限りでない。
  - イ 発注金額による区域が、前回類似の契約で落札した業者が登録する区域より下回る場合。
  - ウ 参加業者が3者以下であった前回の入札と同一条件の入札を執行する場合。
  - エ その他町長が必要と認める場合。
- (3) 次の各号に該当する場合は、当該区域別発注表の適用を変更することができる。
  - ア 地下埋設物調査委託等については、工事表の土木を適用する。
  - イ その他町長が必要と認める場合。